

2018年5月15日

野田聖子女性活躍担当相 殿

前財務次官によるセクシュアル・ハラスメント問題に関する要望書

私たちは、ジャーナリズムに携わる女性による職能集団として、女性が安心してメディアで働くことができる環境づくりを目指し、本年5月1日に設立した団体です。会員は新聞・通信社、テレビ局、出版社、ネットメディアなど内外の31社、フリーランスも含めて86人です。

4月12日発売の週刊新潮により明らかになった福田淳一前財務事務次官による女性記者に対するセクシュアル・ハラスメント問題に関し、野田大臣にいくつかの要望をいたします。

1 財務省の調査は適切かどうか、内閣府による調査をお願いします。

男女が互いに人権を尊重しながら能力を発揮できる社会を目指し、1999年に施行された男女共同参画社会基本法の趣旨に照らしても、福田前次官の女性記者に対するセクシュアル・ハラスメントは、女性の尊厳を傷つける人権侵害だと言えます。財務省は本件でセクシュアル・ハラスメントがあったことを認めましたが、それ以上の調査は今のところ行われていないようです。ほかの人に対しても、同様のセクシュアル・ハラスメント行為があったとの報道もあります。

財務省の関係者に対する調査は適切だったのか、男女共同参画を推進する責任を担う立場から、調査し、結果を公表して下さるよう要望いたします。

2 麻生太郎財務相に、差別発言を止めるよう働きかけをお願いします。

麻生太郎副総理兼財務相は、被害者である女性記者に「はめられたのではないか」「セクハラ罪という罪はない」などの発言を繰り返しました。加害者である福田氏を擁護し、被害者をおとしめ、二次被害を拡大させる行為であるといえます。11日になって一部の発言を撤回し、14日の衆院予算委員会で謝罪の言葉を口にしましたが、とても真摯な謝罪とは言えず、セクシュアル・ハラスメントの実態を理解しているようにも思えません。「女性活躍」を推進する大臣として、麻生氏に閣僚として責任ある言動をとるよう働き掛けてくださいますよう、要望いたします。

3 セクシュアル・ハラスメントをなくすため法整備をお願いします。

セクシュアル・ハラスメントの再発防止のためには、罰則付きの禁止規定が必要です。セクシュアル・ハラスメントと呼ばれる行為の中には、強制わいせつ罪などの刑事罰に相当するようなケースもあります。欧州や米国などほとんどの先進国には、セクシュア

ル・ハラスメント禁止を定めた法があり、フランスや台湾には刑事罰もあります。日本政府はこれまで、国連の女性差別撤廃委員会から禁止規定をつくるよう勧告を受けてきましたが、残念ながらそれには応じていません。

麻生大臣は、「セクハラ罪という罪はない」と発言しました。法がなくて被害を拡大させる状況があるのなら、法をつくって人権救済を図るのが政府の役割ではないでしょうか。野田大臣はBS11の番組で、麻生氏の一連の発言を批判しつつ、再発防止のための法整備について「罰則規定も盛り込むことも検討している」とおっしゃっています。禁止・罰則規定をはじめ、セクシュアル・ハラスメントを規制する法律の強化を、ぜひお願いいたします。

福田前次官の問題が改めて浮き彫りにしたように、メディアで働く女性たちにとってもセクシュアル・ハラスメントの被害は深刻です。心身を病んで職を離れていった人もいます。セクシュアル・ハラスメントは、市民の知る権利にこたえ、真実を追求する報道という仕事にも大きな支障をきたします。

野田大臣が、官庁幹部を対象にしたセクシュアル・ハラスメント研修の実施を人事院に働きかけたり、セクシュアル・ハラスメントは権力を持つ側による「弱いものいじめ」であり、権力を持つようになればなるほど自覚が必要だとする認識を示されたりしたことに、私たちは共感しています。

私たちは、すべての女性が尊厳を傷つけられることなく、自らの能力を生かして働ける環境を求めています。今回の事件が、セクシュアル・ハラスメントに悩む多くの人たちの救済と、将来に向けた被害の防止につながることを望みます。

貴重な女性閣僚の一人である野田大臣が、セクシュアル・ハラスメントの根絶にむけ、果敢に取り組んでいかれますことを、私たちは切に願っております。

メディアで働く女性ネットワーク

Women in Media Network Japan(WiMN)